

**建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
技術提案説明書**

[大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－2]

「大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託一 2」に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託一 2

2) 業務目的

建設局管理橋梁については、計画的な長寿命化を実現するために、今後 30 年間に必要な事業計画（点検・維持補修・補強・架替など）およびその実施方針を示した「大阪市橋梁保全更新計画」を平成 20 年度に策定している。計画策定から 15 年以上経過し、橋梁の高齢化や社会情勢の変化をうけて、現在、計画改定（令和 7 年度末予定）に向けて検討を進めているところである。

本業務は、計画改定にあたり、大阪市橋梁保全更新計画のうち事業計画系に該当する、橋梁の架替及び延命化や、液状化を含めた耐震対策について、国内外での事例や新技術等を踏まえて検討するものである。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

① 次期架替橋梁および延命化橋梁の事業計画策定について

本市では平成 20 年度に、橋齢 70 歳を超える高齢橋について、維持管理費用や渋滞損失等を考慮した LCC 比較により架替橋梁の選定を行っている。

しかしながら、施工実現性等の課題により、架替・延命化に至っていない橋梁もある。

これらの課題を踏まえて、次期架替や延命化の計画策定するにあたり、LCC 比較だけでなく個別橋梁の施工実現性等も考慮した架替・延命化の再判定を行うとともに、架替・延命化の優先順位を決定する必要がある。そのための課題や留意点を挙げるとともに、その検討プロセスについて提案してください。

② 液状化対策を含めた耐震事業計画の更新について

本市では過去に液状化対策が必要と抽出された 62 橋について、現在対策優先順位の設定および、十三大橋を対象とした液状化対策手法の検討を行っている。

今後液状化対策を含めた耐震事業計画を策定するにあたり、十三大橋の検討内容をその他 61 橋にフィードバックさせ液状化対策要否の個別検討を行うとともに、暫定対策も考慮した次期耐震対策橋梁の選定を行う必要がある。そのための課題や留意点を挙げるとともに、その検討プロセスについて提案してください。

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式-9 のとおりとする。

1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務
2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日～令和8年3月31日

ただし、第1号委託については、契約日～令和7年3月31日までとする。

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

業務内容の項目	成果品	部数
本市が管理する城北川橋 梁群の詳細点検・詳細調査 業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部
大阪市橋梁保全更新計画 改訂に向けた検討業務	個別報告書	①冊子 5冊
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部

7) その他

本業務の特記仕様書は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。(大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託-2))

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 入札参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

(単体企業に関する条件)

- ① 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加有資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」で登録している者。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績を有していること。なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務
2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務

（共同企業体の構成員に関する条件）

- ① 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和 5・6・7 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式一 6 の 1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式一 6 の 2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他の構成する共同企業体または単体で入札に参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、共同企業体の代表者は、平成 26 年度以降に、次に示す「規定業務 1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績を有していること。なお、1 つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2 つの業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務
 2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務
- ⑧ 共同企業体の構成員（代表者含む）に関する条件は以下の通りとする。
 - ・共同企業体の代表者は出資比率が構成員中最大であること。
 - ・各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ・単体企業での参加申込と共同企業体（代表者含む）を重複することはできない。

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当または RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）
- エ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。

<照査技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）
- エ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

平成 26 年度以降に完了した、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務
2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務

<照査技術者>

平成 26 年度以降に完了した、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務
2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務

③ 管理技術者の参加表明時点での手持ち業務量

全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和6年10月2日（水）17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

- ① 参加表明書（様式－1）
- ② 企業の業務実績書（様式－2）
- ③ 業務実施体制書（様式－3）
- ④ 配置予定技術者経歴書（様式－4）
- ⑤ 配置予定技術者実績書（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6の1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6の2）

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－1～6（A4判）に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none">・参加表明書の提出者が過去に受託した3.1)に規定する業務の実績について1件以上記載する。・記載する業務は平成26年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請けによる業務とする。・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。・記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。

	<p>① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</p> <p>② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。</p> <p>③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。</p> <p>④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式一3とする。 <p>※業務の主たる部分とは、 本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。（以下同様）</p>
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・規定業務の実績を1件以上記載する。なお、平成26年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注の元請けによる業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式一4とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去10年間の規定業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。 ・記載する業務は、平成26年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注の元請けによる業務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式一5とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

③ 提出期限

令和6年10月2日（水）17時30分

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス : la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から～令和6年9月24日（火）17時30分（必着）

② 質問に対する回答は、令和6年9月27日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和6年10月中旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（書式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることができる。ただし説明請求は持参による。

① 受付場所 4. 4) に同じ

② 受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式一7～10（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式一7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。・記載様式は様式一8とする（A4判片面1枚）。
特定テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none">・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。・記載様式は様式一9とし、テーマ毎にA4判片面4枚以内に記載する。・評価項目の独創性について、本市にて過年度に実施している検討方法は評価対象にならない。・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。なお、代替案については業務内で実施するものとし、見積書の算出に含めること。・記載様式は様式一10とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を13,980万円（消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

① 資料名：

- 大阪市橋梁保全更新計画に関する過年度の検討
 - ・ 平成 20 年度 橋梁保全更新計画策定に関する調査検討業務
 - ・ 平成 31 年度 橋梁長寿命化修繕計画等改訂検討業務委託
- 南海トラフ巨大地震に伴う液状化対策に関する過年度の検討
 - ・ 平成 25 年度 橋梁保全更新計画に関する調査検討業務委託- 3
 - ・ 平成 26 年度 南海トラフ巨大地震に関する橋梁耐震事業計画等策定業務委託
 - ・ 平成 27 年度 南海トラフ巨大地震・津波に対する橋梁耐震対策設計その他業務委託
 - ・ 平成 30 年度 南海トラフ巨大地震対策検討に伴う土質調査業務委託
- 第 1 回 大阪市橋梁保全更新計画検討会資料（令和 6 年 6 月 14 日開催）

② 閲覧場所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局道路河川部橋梁課 電話(06)6615-6818

③ 閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法：2 部（正 1 部及び写し 1 部）を持参（郵送等は認めない）。
- ② 提出場所：4. 4) に同じ
- ③ 提出期限：令和 6 年 10 月 24 日（木）17 時 30 分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙 B のとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式-7～10 を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4 判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話 06-6615-6664

e メールアドレス : la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和 6 年 10 月 16 日（水）17 時 30 分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く 17 時 30 分まで

- ② 質問に対する回答は、令和 6 年 10 月 21 日（月）より、本市建設局のホームページ

ージに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされないと本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和6年11月中旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記②的回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 受付場所：4. 4) の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも失格とする。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が一般的に使用されているものである場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式一11）を提出すること。

資格審査基準

(大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託－2)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
経験及び能力 参加表明者の 能力	資格要件 技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力 成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする)。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務 2. 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務	様式－2 を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者 資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。） エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4 を審査する

	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	<p>平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務 	様式－5 を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式－4 を審査する
照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	<p>次のア～エのいずれかに該当すること。</p> <p>ア．技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ．技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ．上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ．RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式－4 を審査する
	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	<p>平成26年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路株、首都高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。）</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 架替の要否判定を含む事業計画策定に関する検討業務 橋梁の新設（架替を含む）あるいは既設橋梁の、液状化対策を加味した耐震対策に関する検討業務 	様式－5 を審査する
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる部分の場合。 業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実 	様式－3 を審査する

	<p>施することとしている場合。 ※業務の主たる部分とは、 本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。</p>	
--	---	--

技術提案書評価基準

(大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託ー2)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑯の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点

A'の場合は、配点×4/5点 B'の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	<架替・延命化> 本市では平成20年度に、橋齢70歳を超える高齢橋について、維持管理費用や渋滞損失等を考慮したLCC比較により架替橋梁の選定を行っている。 しかしながら、施工実現性等の課題により、架替・延命化に至っていない橋梁もある。これらの課題を踏まえて、次期架替や延命化の計画策定するにあたり、LCC比較だけでなく個別橋梁の施工実現性等も考慮した架替・延命化の再判定を行うとともに、架替・延命化の優先順位を決定する必要がある。そのための課題や留意点を挙げるとともに、その検討プロセスについて提案してください。
特定 テーマ2	内容	<耐震> 本市では過去に液状化対策が必要と抽出された62橋について、現在対策優先順位の設定および、十三大橋を対象とした液状化対策手法の検討を行っている。 今後液状化対策を含めた耐震事業計画を策定するにあたり、十三大橋の検討内容をその他61橋にフィードバックさせ液状化対策要否の個別検討を行うとともに、暫定対策も考慮した次期耐震対策橋梁の選定を行う必要がある。そのための課題や留意点を挙げるとともに、その検討プロセスについて提案してください。

<評価シート及び評価例>

評価項目		評価の着眼点	配点			評価の換算計算	評価点			備考	
			項目別	複数時配分	項目別配分		項目別	複数時配分	項目別		
の経験及び能力者	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績内容	15	12	7	A	7×5/5	7.0	12.0	①	
		専任性(他の業務との兼任状況)			5	A	5×5/5	5.0			
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績内容		3	3	B	3×3/5	1.8	1.8	③	
表フ実施方針その他工程実施	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	15	4	4	A	4×5/5	4.0	4.0	④	
		業務実施手順(フロー・工程表)		8	5	B	5×3/5	3.0	6.0		
		業務量把握、人員配置の妥当性			3	A	3×5/5	3.0			
		その他		3	3	A	3×5/5	3.0	3.0	⑦	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	40	5	A	5×5/5	5.0	32.0	⑧		
		キーワードの網羅		5	B	5×3/5	3.0				
		実現性		15	A	15×5/5	15.0		⑩		
		独創性		15	B	15×3/5	9.0		⑪		
	特定テーマ2	的確性	30	5	A	5×5/5	5.0	24.0	⑫		
		キーワードの網羅		5	B	5×3/5	3.0				
		実現性		10	A	10×5/5	10.0		⑭		
		独創性		10	B	10×3/5	6.0		⑮		
合計(100点満点)			100.0			82.8					

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関する項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'・C	備考	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	①
	専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	③

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容が十分に理解されている。	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	④	
	業務実施手順(フロー・工程表)	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である。	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑤	
	業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である。	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑥	
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑦
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている。	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑧
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている(100%)。	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑨
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説明力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない手案	⑩
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑪
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑫
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている(100%)。	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑬
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説明力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない手案	⑭
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑮

参加表明に必要な提出書類一覧

	書類名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	企業の過去10年間の規定業務に関する実績書（様式－2）	○	
3	業務実施体制書（様式－3）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－4）	○	
5	予定技術者の過去10年間の規定業務実績書（様式－5）	○	
6-1	設計業務特別共同企業体結成届（様式－6の1）		
6-2	設計業務特別共同企業体協定書（様式－6の2）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書類名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－7）	○	
2	業務実施計画書（様式－8）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－9）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	